

生活保護減額は違法

東京地裁 処分取り消し3例目

国が生活保護費を引き下げたのは生活権を保障する憲法に違反するとして、東京都内の受給者ら32人が都内13区6市に対する減額処分の取り消しと、国への慰謝料を求めた訴訟の判決で、東京地裁(清水知恵子裁判長)は24日、生活保護法に違反するとして処分を取り消した。引き下げの判断の過程に過誤や欠陥があり、裁量権の逸脱または乱用だと認定した。

同種訴訟は20都道府県で起され、11件目の判決。取り消しは大阪地裁、熊本地裁に続き3例目になり、生活保護の在り方を問う司法



生活保護費減額処分の取り消しを求めた訴訟の判決で「勝訴」と書かれた紙を掲げる弁護士＝24日午後、東京地裁

生活保護 憲法第25条の「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するため、収入が国の定める最低生活費に満たない場合、不足分を給する制度。最後のセーフティーネットと認められる。食費や光熱費を補助する「生活扶助」や、親戚等がいない住居扶助、「職業教育」に必要経費用品等に充てる「職業扶助」などがある。厚生労働省によると、今年4月現在、約200万人(世帯約100万)が受給している。

判決が相次いでいる。適性について判断せず、国への請求は棄却した。判決などによると、原告は5年間で、厚生労働省は平均0.5%引き下げ、計約670億円削減した。①生活保護基準額の水準と消費実態の乖離の解消(ぬがみ調整)②物価動向を踏まえた減額(モノシ調整)③無くなった。モノシ調整では、原告が独自に算出した指数が初めて使われた。

保護基準額の水準について、制度を新用していない低所得世帯の消費実態と均衡していかねばならない。2013年8月からの3年間で基準額を平均0.5%引き下げ、計約670億円削減した。①生活保護基準額の水準と消費実態の乖離の解消(ぬがみ調整)②物価動向を踏まえた減額(モノシ調整)③無くなった。モノシ調整では、原告が独自に算出した指数が初めて使われた。

原告は「判決内容の詳細を精査し、今後の対応を決定したい。今後とも生活保護行政の適正な実施に努めていきたい」とコメントした。

の均衡が崩れたとは認めがたい」とした。また、原告が独自の指数は「受給世帯の消費実態との間に大きな乖離がある」と指摘し、物価下落率の起点を08年としたことにも合理的根拠はないと判断。「原告側の判断の過程に過誤、欠陥がある」と結論付けた。

原告のうち、1人は訴訟の途中で亡くなった。

6/28
3/28

提訴7年「求めていた判決」



判決後に記者会見する原告の女性。24日午後、東京・麹町の司法記者クラブ

原告側、早期解決望む

「求めていた判決は」とや
と報われた。国による
生活保護の基準引き下げ処
分を取り消した24日の東京
地裁判決に、原告や代理人
井藤士は、一様に安堵の表
情を浮かべた。提訴から約
7年。原告の生活保護受給
者の多くは高齢者で、訴訟
中に亡くなった人も。健康
状態が悪化している人もお
り、原告の一人は「国は控
訴せず、早期解決をしてほ
しい」と求めた。東京都

デフレ調整 公正な基準を

解説 国による生活保
護の引き下げにつ

いて24日の東京地裁判決
は、客観的な数値や高橋的知
見との適合性を欠く批判判
し、減額処分を取り消した。
同様の司法判断が、昨回も
なされた事実は多い。景気悪

中には、わずかな金額の下
落でも生活に大きな支障を
来す人がいる。物価高騰が
問題化する中、国には公正
な基準作りが求められる。
生活保護は憲法25条が保
障する「健康で文化的な最
低限度の生活を営む権利」

を制度面で支えている。家
計が苦しい小中学生の学用
品を補助する就学援助など
の水準とも連動し、多くの
国民が影響を受けている。
訴訟で問題になったアツ
シ調整は専門家の審議を経
ておらず、算定に当たって
は厚生労働省独自の指数を
初めて採用。判決は合理的
な手法かどうかの検討は不

十分だったとし、受給世帯
の生活に寄り添ったとは言
いがたい。
基準改定直前の2012
年12月の衆院選では、自民
党が選挙公約に「生活保護
給付水準10%引き下げ」を
掲げ、政権に復帰した。一
連の判決を、政治の側とし
ても強く受け止めるべきだ
とみる。

2012年12月	衆院選で生活保護給付水準1割削減を公約に掲げた自民党が勝利し、政権復帰
13年8月	国が物価下落などを根拠に生活保護基準額の引き下げを開始
14年2月	佐賀県の受給者14人が、生存権を保障した憲法に違反するとして、減額処分取り消しを求め全国初の提訴
20年6月	名古屋地裁が同種訴訟で初の判決。国の判断に「過剰や欠陥があるとは言えない」と原告の請求棄却
21年2月	大阪地裁が「引き下げは生活保護法の規定に反し違法」と処分を取り消す初判決 3月、札幌地裁が請求棄却の判決。22年5月までに福岡、京都、金沢、神戸、秋田、佐賀各地裁も棄却判決
22年5月	熊本地裁が引き下げ処分を取り消す判決
6月24日	東京地裁が処分を取り消す3件目の判決

節区に住む受給者の原告男
性(46)は判決後、都内で記
者会見に臨み「10年間で最
引くとはいえ振り返った。
生活保護を引き下げられ
た後、食料の回数を減らし、
光熱費を節約する日々。そ
こに新型コロナウイルス禍
が重なり、苦しみは増すほ
かりだ。「国には減額した
分を追加支給するなど早く

生活保護受給者	自治体別	東京地裁判決
健康を 確保す る最低 生活費 を算定 する 法文化 生活費 の低下	定額給 付は相 互に 異なる	消費世帯 の消費 実態と 給世帯 との差 を考慮 し、08 年を起 点とし たの基 礎がない
物価下落の 反映	算定の 方法は 合理的 な方法 である	消費世帯 の消費 実態と 給世帯 との差 を考慮 し、08 年を起 点とし たの基 礎がない

対応してほしいと訴えた。
代理人の宇都宮弁護士
士は、判決が厚生労働相に
裁量権の逸脱、乱用があっ
たと認め、たこと高く評
価。「大臣が独断で何をし

ても許されるわけではな
く、専門家の意見や客観的
な統計が必要だとしっかり
判断してくれたと話した。
29都道府県で提起された
同種訴訟の原告数は千人

を懸念。宇都宮弁護士は
「最近の物価高騰で、受給
者の生活はますます追い込
まれている」として、国に
よる対策の必要性を訴えし
た。

生活保護受給者の
主な争点